

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 2月19日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 2月19日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	議 事 課 長	富 永 正 彦
課 長 補 佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 長与町議会議員政治倫理条例の見直しについて
- (2) その他

開 会 9時28分

閉 会 15時10分

### ○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。なお、山口副議長は若干遅れるということで連絡がっております。早速始めさせていただきたいと思います。

本日は政治倫理条例の見直しについてということを経験としたいと思いますが、この中で先般、町との請負契約、第4条の第4号で、教育委員会も含むとしておったのが、もう契約の形態が変わったのでという説明の中で、それならもう外してもいいということで、4条、5条の町の後の教育委員会を削除ということで一応決定しておったんですが、どうも話が違うようですので、ここで教育委員会の所管を呼んでちょっとそこら辺の状況をお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように取り計らいしたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて会議を進めたいと思います。

今日は皆さん方のお手元には資料が新旧の比較対照表とそれからもう1つが比較対照表と同じフォームですけれども、右側の方に全員協議会の意見を踏まえての考え方、再見直しの根拠等について書いた資料、それと1枚物で政治倫理条例の主な条文の比較ということで17の議会の政治倫理条例等と比較して検証した部分が1枚物です。これだけが今日の資料になっております。そこでまず、右側に全員協議会の意見を踏まえての考え方、再見直しの根拠等ということで書いております。こちらの方の資料をお開きをいただきたいと思います。ここで意見としてはこれは堤委員だったろうと思うんですが、政治倫理の調査特別委員会で個人としての行動が問題となった。条例で対応すべきではないかという意見だったと思います。要約するとですね。他の17議会のそれを見ても特段それと同じようなニュアンスの条文というのはありませんでした。これはもうここに書いてありますように、第1条の目的で、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、としています。町政を担う議員及び町長は、町民の厳粛な信託、選挙で選ばれた公職者であることを謳っており、議員の町政に係る対応は公職者としての言動としてとらえていると思います。他議会の条例を見ても同趣旨となっていることから現状で特段謳わなくてもいいんじゃないかなということを書いております。これについて皆さん方、何か御意見がありましたらお伺いしたいと思います。無ければ一旦さつと流します。

第2条の第2項、これはちょっと第2条で後ろの方に自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明らかにしなければならない。明らかに、明らかに、は続いていますので、「その説明」を「説明責任」に替え、「明らかにしなければ」を「果たさなければ

ば」と。読んでみますと議員は政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし説明責任を果たさなければならないと。こういうふうにした方がいいんじゃないかなということ、これは意見ではなかったんですが、読み直しをするときにそう思いましたので、これも後でまた意見を聞かせていただきたいと思う。

第3条町民の役割の必要性及び公共の利益を実現する責任を負うのは余りにも町民に責任をかぶせすぎる。町民の責任が大きいという意見が多分3人ぐらいからあったと思います。議員の政治倫理条例になぜ町民の役割あるいは町民の責務が必要なのかという意見があったと思います。まず①が議会基本条例は町民とともにを基軸として、町政及び議会は町民のものであることを明らかにし、町民の幸せと町政の発展に貢献しなければならないと定めています。このことは議員政治倫理条例第1条でも同趣旨の内容を定めています。②が議員は町民全体の奉仕者であることを踏まえ政治倫理を社会常識として確立するためには、議員の努力は当然ながら町民の町政への参画と協働の面からも理解と協力が不可欠であり、町民の役割を設けたと。調査した17議会のうち9議会が採用し、うち6議会が町民の責務、3議会が町民の役割と表記をします。8議会は町民の責務、役割は採用はしていません。③が第2項の公共の利益を実現する責任を負うは、高圧的ともとれる表現との意見もあり、この部分を削除し、これはもうこの前皆さん方にも承認をいただいたと思いますけれども、町民は主権者とし自らも町政を担うことについて自覚を持ち議員に対し、次条に規定する政治倫理に反する働きかけを行ってはならないということで、見直しをしたところです。

第4条の、公職にあるものに対して適用される法律というのは、国会議員や地方公共団体の議会の議員、または長ということでなされておる。国会議員にあっては秘書、公設秘書等もこれに入ると書かれております。適用される法律というのは、公職選挙法とか政治資金規正法、公職にある者等のあつせん行為等の処罰に関する法律こういったもの。当然地方自治法もあります。それから次の2ページですけれども、ここが先程教育委員会、後で調査をいたしますけれども、第4条第4号及び第5条括弧書き（教育委員会を含む）の必要性と解釈、先の政治倫理に係る調査特別委員会で、町との契約の当事者は町長であり教育長は含まないとの見解が示されたことから再発防止を踏まえて、教育委員会を含む、を加えました。このことは先の全協では、給食に係る経費は保護者から集めたもので、議会は予算決算も関与できない私会計であり、権限が及ばない部分まで定めるのかとの意見も出されました。それから③が、給食米の契約は共同調理場等と業者間の直接契約になるとの情報で、「教育委員会を含む」の削除を決定しましたが、2月8日が議運終了後に教育委員会の帯田次長に確認したところ、商工会との関係ではなく、業者と教育委員会との直接契約であるとの回答がありました。④は、多分この議会運営委員会の中で金子副委員長の方から町の機関としては、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会その他があり、これらも入れるべきではとの意見もありました。以上を

踏まえて次回協議することをこの前決定をしております。このことをまた後でやります。

それから第6条。これは全協の意見でありますけれども、6条の必要性、これに対して交付団体も大小ある。PTAその他これはサロンとかいうのも具体的に出てまいりました。配慮も必要と、それから若い人たちが議会に出やすいように、PTAとかそういった吉岡議員からでしたけれども、しやすくするためにも、そういうことも考えるべきじゃないかというような意見であります。ここは第6条の趣旨は二元代表制の一翼を担う議員は、予算等の審査では議決責任があります。一方では組織の長として事業遂行のため行政への要望、予算の要求をすることも考えられます。両者を兼務することで、審査の公平性等について疑惑の念を抱かせないためにも必要と考え提案をしておいたものでありますけれども、この必要性があるのかという意見が多くあります。②では17議会調査をしましたけれども、そのうち5議会が採用し、うち2議会、これは長崎市、諫早市ですか、これは市と密接な関係がある団体、社会福祉法人とかそういったものの団体をしている。これにはこの長崎市、諫早市は、役員報酬を得る団体の役員に就任しないというそういうことであります。これ勝手に6条の名称、表記も分かりやすくするためには、補助等を受けている団体の長への就任という、長崎市とか諫早市、その他ありましたけれども、こっちの方がいいんじゃないかなと、これはまた皆さん方のお話を、これは後でこの6条が必要性かどうか踏まえて、後でまたお伺いします。

第7条が審査請求ですけれども、これは全協では50人以上は多すぎると、町民が請求しやすいようにすべきだと。これは饗庭議員からの意見だったと思います。①が現行は1人でも請求できる条例、政治倫理条例は議員にとって重いものがあります。個人の思い込み誤解による請求を防止するためにも、複数請求が望ましいと、こう考えている。町民請求は17議会を調査した結果、町民と議員の請求が11議会、それから住民のみの請求が3議会、議員のみの請求が2議会という状況になっております。これは一枚物の紙で条文比較をしたものを書いてありますので、後でこれも踏まえて続けていきたいと思っております。それから③で町民請求要件は、有権者比率、一番多い所が20分の1、20分の1から500分の1、それぞれもうばらばらでありましたけれども、有権者比率を採用した所が9議会。それから定数方式、有権者50人以上とかそういう定数方式は5議会、定数なしが1議会、これは時津、本町も同じですけれども、1人でもできるようになっていると。それから議員請求は議員定数比率採用が8議会、定数方式で3人から5人とした所が5議会ありました。これでいきますと本町の有権者は、これは現在ですけれども3万4,619人で、500分の1で試算すると69人というふうになります。一応見直し案として採用したのは50人としておりますけれども、これからいくと適切ではないかなというふうに思っております。議員の2人以上は、地方自治法第135条の規定、これは動議、それから会議規則16条、ここら辺を準用して2人以上ということをやっております。それから次の意見が、第8条第4項の事情聴取は、条例用語としては不適切ではないかという意見であります。14議会を調査した結果、事情を聴取す

る、あるいは事情聴取をすることができるのかというのが7議会、この記述がないものが8議会でありました。倫理条例にそぐわないとの指摘もあり、先のとおり資料の提出並びに説明を求めることができるというのは、この前皆さん方にお諮りをしてこういうふうに決めさせていただいたということでもあります。次が、これは意見ではなかったんですが、第10条の3項に対象議員の申立てというのを決めとったんですが、申立ては口頭とするのか、文書とするのかということですので、基本的にやっぱり公文書として文書でというのを新たに追加してみました。これは、まだ皆さん方にはお諮りをしてなかったと思いますので、これも後で議論をしていただきます。それから第1条第2項、必要と認められる措置を講ずるの措置についてということで、これは質問がありませんでしたけれど、饗庭議員の質問の中にちょっと本人から聞かないと分からないんですが、本町の条例では罰則規定も無いしというふうなことがあったんですが、今回は罰則規定という表現でなくて、必要と認められる措置を講ずるとこういうふうにしておりました。これをちょっと読んでみますと、①の政治倫理調査特別委員会においても、政治倫理条例に罰則規定、議会の措置が無いと、調査だけの委員会になるとの意見もありました。したがって本則にこの条例に措置を講ずると表記し、詳細は長与町議会議員政治倫理条例施行規程での規定が適切であるというふうに考えております。②が議会としての措置は、17議会うち15議会が本則もしくは施行規程で定めています。主なものは、文書による警告、役職停止、議会への出席停止、全員が出席する協議会での陳謝、議員辞職勧告、こういったものをそれぞれ本則で謳った所もあれば施行規程で謳った所もあると、こちら辺についてもそれぞれ17議会の条文の比較の方に書いておりますので、参照いただきたいと。それから1番最後のページですけれども、見直し案は新設が多い、政治倫理条例は罰則規定も無い、議員を律するものでありここまで詳しくする必要のあるのか、これは饗庭議員だったと思います。新設した条文は第3条、これは町民の役割です。第5条が請負等に関する遵守事項、第6条が長の就任に関するもの、第11条が議会としての措置、13条が刑法等での起訴後の説明会、それから14条が起訴されて有罪が確定した後の措置、こういったものが新設になります。ここで書いておりますのは、政治倫理条例は議員を律するものですが、議会基本条例と同様に町民との約束でもあります。見直しに当たっては政治倫理調査特別委員会での意見を踏まえたもの、また、新設の多くは他議会の条例を参考に必要と思われる条文を追加しました、ということで書いております。その他、審査請求を特別委員会関係は現行条例を補完する意味で条文を具体化したものというようにしております。それから次の意見、これも饗庭委員からの意見だったと思います。何々しなければならぬの言葉が多過ぎるのでないかと。①の見直し案では、全15条中に15回の表記、現在の現行条例は8条中8回、ならないという表記を使っております。②が条例のつくり方によって差異がありますが、調査した17議会では福岡市が19条中32回ならないという表記を使ってる。長崎市が16条中に24回、諫早市は14条のうち13回、17議会の平均は1条あたり0.95回、

ならないという表記を使用しておると。これについては先程の条文比較の1番右にそれぞれの議会ごとのならないという表記を何回使っているというのを書いておりますので、後で参考にしながら議論したいと思います。それから1番最後に職務関連犯罪関係ですけど、13条、14条がこれに当たります。これは基本的に13条は、逮捕、起訴された議員が引き続き議員の職に留まろうするときには、議長に申し出て説明会をさせてくれという、それをしなければならんという条例です。13条は17議会の調査では、逮捕、起訴、有罪判決後の説明会開催は8議会、その他は規定をされておられません。14条は、13条でありとした8議会のうち3議会は犯罪が確定しても議会としての措置の規定がありません。これは逮捕、起訴等の場合、当該議員からの説明会開催要求よりも当該議員の自発的な辞職が前提にあり規定していないものではないかと、いちいちこれを全て聞いたわけでありませんで、分かりませんけれども、基本的にはそうじゃないのかなという思いでここに書いております。以上がこの前の全協の意見を踏まえて議運で決定した部分、これから協議をする部分をまとめて書いたものでありますので、これで今日の議会運営委員会の協議を進めていきたいと思っております。教育委員会が来ていただきましたので、暫時休憩して説明を聞きたいと思っております。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。まず、1ページ目の先程読みましたように、堤議員から出た意見で、議員としてではなく個人としての行動だったということで、そこら辺をそうじゃないということを明記すべきじゃないかという意見だったと思うんですが、先程説明しましたように他の所を見ても17議会しか見てないんですが、その種の記述というのはもう見当たらなかつた。しかし、いずれにしても町民の厳粛な信託に基づいてというのが、いわゆる公人として、公職者としてのそれで責任を全うしなければならないという部分があるので、多分そういう表現はどこもとってないんじゃないかなと思うんです。私とすればもう敢えてそこは現状のままで入れなくても、現状のままでいいんじゃないかなと思いますが、何かありましたらどうぞ。どうですか、今の件、敢えて謳う必要はないんじゃないかなと思うんですが、よろしいですか。

議長。

#### ○議長（内村博法議員）

入れない方がいいと思います。提案どおりですね。内心の自由というのがあるからですね。その意図が分からない場合がありますので、なかなかこれ判断が難しいと思います。そういうのはもう客観的に判断するよりしょうがない。その行動とかそういうのを見て。だから提案どおりこれでいいんじゃないかなと思います。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

議会基本条例は逐条解説を作っておるんですが、政治倫理条例は逐条解説が無いんで

す。したがってそこら辺の理論構成のためにも良い提案をしていただいたなど、堤議員がですね、そういうふうに思っております。

次に第3条の町民の役割の必要性、議員の政治倫理条例なのに町民の役割が必要かという意見だったと思うんですが、これはさっき説明したとおりであります。町民の責務から町民の役割というやわらかい表現にするということは、議運でも意見を一致したところですけども、17議会のそれを見ても半数以上がこれを採用しておると。9議会が採用して、6議会は町民の責務と強い表現をしておるといのがありましたけれども、やっぱり②に書いておりますように町民全体の奉仕者であることを踏まえて、政治倫理を社会常識として確立するためには議員の努力は当然ながら、町民も町政への参画、協働の面からも町民の理解と協力が必要ですよということを踏まえて、町民の役割を入れたらどうかなど。

金子委員。

#### ○委員（金子恵委員）

前回も私、もしかしたら意見を言ったかもしれないんですけど、この3条の町民の役割というのは、基本条例との整合性、そして、自覚を持つという程度で努力義務に抑えていることと、1番のここの重要な部分というのはやはり倫理基準に反する働きかけという部分もあるので、これはやっぱり必要だと思うとともにやっぱり残すべき条項だというふうに思います。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

この第3条、町民の役割については、このまま残していきたいということで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

次に2ページをお開きいただきたいと思います。先程教育次長にも説明をしていただきましたけれども、この第4条4号及び5条の町の後に括弧書きで（教育委員会を含む）というふうにしておりましたけれども、これについては先程教育委員会と業者との契約というふうに説明がありました。これについては若干議論をしたいと思います。

その前に④で町の機関としては教育委員会とか農業委員会とかありますということで、町の後に町の機関と入れたらどうかという提案が金子副委員長の方から先般あったと思うんです。これを踏まえて皆さん方の意見をお尋ねをしたいと思います。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。場内の時計で11時5分まで休憩をいたします。

（休憩 10時54分～11時04分）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

第4条の第4号が今、議論をしておりますけれども、今、町の後の（教育委員会を含む）というのを削除しておったんですが、ここに町の執行機関を含むというのを入れたらどうかという意見がありました。また、これを入れる必要も無いということかもしれませんけれども、この4号の狙いは基本的には業者を紹介したりとかそういうことによる口きき、いわゆる議員としてあってはならない、そういったことを防止するための条文であるということが前提になるわけですので、これについてももう少し議論を深めていきたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

委員会を再開して確認をさせていただきます。先程私、確認をしておりますませんでしたけれども、第4条の政治倫理基準の第4号は見直しをして、町の契約に関して特定の者を紹介推薦し、または妨害、排除する等の働きかけをしないこと。ということで、この確認をさせていただきます。このように改めることで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、第4号はそのように決定をいたします。

なお、第5条の請負等に関する遵守事項これについては新設をしたわけですが、先程第4条の4号で（教育委員会を含む）を削除いたしておりました、第5条についてもこの（教育委員会を含む）、前回決定していたとおりで確定をしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

次に第6条、これは委員長として皆さん方に御提案をしたいと。というのが、前回の全員協議会の中でも賛否両論ありました。補助等を受けておる団体の定義が非常にこう大きいものから小さいものまでであるという、難しい部分もあるなというのがありまして、私なりに今日の議会運営委員会の議論を進めるに当たって、参考資料としてつくってまいりましたので、今からお配りをいたします。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。6条については非常に分かりにくいということで、ほとんどの皆さんが6条を廃止をするということについては、御理解がいただけたのかなど。6条廃止ということで決定をしたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。6条を廃止します。

で、先程申しました6条を廃止するとしたときに、委員長提案で第2条の議員の責務の中に第2項として、議員は地方自治の本旨に従って議員本来の使命達成に努めなければならないという文言を2項に挿入をする。現在の第2項を3項として条文は同じと。こういうことで決定をしたいと思います。

議長。

#### ○議長（内村博法議員）

先程休憩の時に言えばよかったんですけど、この地方自治の本旨に従ってというのが、憲法上は地方自治の本旨というのは、住民自治と団体自治を指してるんですよ。憲法上。だからこれをそのまま持ってくるとちょっと違和感があるわけですね。憲法上には地方自治の本旨に従って地方自治を云々ってあるんですけども、地方自治の本旨というのは先程言った団体自治、団体自治というのはいわゆる地方団体が自分たちの責任で政治を行うのが団体自治なんですね。それから住民自治というのは住民が参加していく自治を指している。この2つの意味を含んだのが地方自治の本旨と言われているんですよ。だから、ここでこの文言を入れるとなるとそこの所の関連性が。他の文言が良いかなとは思ったりもしたんですけどね。ちょっと違和感を感じるところでございます。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

地方自治の本旨というのは今議長が言われたように住民自治というのと団体自治というのがあるわけですね。結局、この中で要するに町と議会とある。町には執行権を、議会の議決権をとということが、地方自治法に定められておるわけですけども、ここは要するに町も議会もそれぞれの権限に基づいて役割を果たさなければならんというのが地方自治の本旨という理解を私はして、時津なんかも入っとるし、17議会の中でもそういったものを入れとる所があったので、これだなと。それは、議会優先ですよという、出席する義務とか、ここにもまたつながってくるので、これを入れた方がいいのかなと。ただ、地方自治の本旨といえど何となく分かりにくい。分かったようで分かりにくいというのが、あるかもしれんという思いをしながらも、提案をさせていただきましたので、これについてはまた皆さんの意見を聞かせていただきたい。

午後から約1時間から1時間半あれば、あとはそう議論が錯綜するようなことはありませんので、場内の時計で13時15分まで休憩をとって午後からもしたいと思います。これで休憩します。

（休憩 12時05分～13時13分）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

なるべく1時間半程度以内で終わらせたいと思っておりますけれども、議論を尽くしたいと思います。午前中に引き続いて、審査請求というのが今まで町民だけ1人から請求できるというのを町民と議員と、ということで改正をして、この前全協で説明をした

ところ50人は多過ぎるという意見が出された。その内容については、お手元の1枚紙で17議会の状況がどうなのかというのは、ちょうど中ほどの第7条として載せておりますけれども、非常に多くの人員を要する所は、石川県の加賀市なんか有権者の20分の1というのがありますけれども、逆に館山市は500分の1という状況であります。なお、また元の検討資料に戻って見ていただければ、3番目に書いておりますけれども、③で本町の有権者を500分の1で割った場合69人ということは先程説明いたしました。ここら辺から50人がどうなのかということで議論をしていただきたいと思います。暫時休憩して議論を進めていきたいと思います。

(暫時休憩)

#### ○委員長(喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

第7条の審査請求に係る町民からの審査請求について50人以上の者の連署というふうにしております。これは適切であると考えております。御賛同いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

50人以上ということで当初提案どおり、また、全員協議会にはお諮りをしたいというふうに思っております。

それから第10条に、これは初めてですけれども、議長に対し弁明の申し立てをすることができるとしておったんですが、やはり基本的には公文書で残さんばいかんというのがありまして、文書でという表現をさせていただきました。いわゆる文書で申し立てをすることを入れたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

第3項、対象議員は、前項の規定により通知された報告書の内容について不服がある場合は、議長に対し文書で弁明の申し立てをすることができる。こういうふうに変えたい。第4項も前項の申し立てがあった場合並びにということで、並びに11条というのは議会としての措置、先程出ました議長による警告とか、最も重いのが議員辞職勧告。これは今後議論していく必要がありますけれども、これを講ずるためには議会運営委員会に諮りますよということを決めております。それと次に第11条は、対象議員及び議会の措置ということで、第1項は、対象議員の措置です。対象議員は委員会の審査結果を踏まえて違反しとるという指摘を受けたときには、責任を明らかにしなければならない。第2項は、今度は議会はどうかということを書いております。議会は前項の議員が同項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼回復のために必要と認められる措置を講ずるものとする。これは議会としての措置。3項は措置を講じたときは審査請求の申し立てをした代表者の人に通知をするとともに本会議で報告し公表しなければならない。ここで措置を講ずるというのは、右側の説

明書きの②に書いてますように17議会のうち15議会が本条例で定めたり、あるいは施行規程で定めたりと、ばらばらであります。できればここは施行規程で決めた方がいいのかなという思いがしております。これについて御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

委員会を再開します。

この第11条の対象議員及び議会の措置の中で、第11条の第1項2行目の指摘を受けたときは、第2条第3項の規定に基づき、この第2条から基づきまで削除をしたいと思っております。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、第2条第3項の規定に基づきという所を削除をお願いします。

その他について質疑があればどうぞ。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

第10条の委員会の審査結果の第4項、前項の申し立てがあった場合、必要な措置を講じるものとするということで、ここは修正を加えたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それではそのようにさせていただきます。

場内の時計で14時45分まで休憩します。なお本日は、15時を目途に協議を進めていきたいと思っております。

(休憩 14時35分～14時45分)

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

今、休憩時間中でしたけれども、11条第2項で、議会は、前項の議員が同項の措置は自ら講じないときはという部分を取り外して、議会は、議会の名誉と品位を守り町民の信頼回復のために必要と認められる措置を講ずるものとするすれば、どちらにも要するに自ら講じたけれども、その内容について問題があると言われる場合も対応できるという御意見もありましたけれども、これについて委員の皆さんの意見を聞かせていただきたい。河野委員が提案してくれましたので、ちょっと説明をお願いします。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程からこの11条の1項と2項の矛盾の所ですね、1項では自ら責任を明らかにしなければならないと。仮にそこで責任を明らかにした場合、2項は同項の措置を自ら講じないときはとってますんで、講じているにもかかわらずそれ以上に議会がそれを上回る措置を講じたというふうになると、ちょっと条例上矛盾を感じるんじゃないかということで、2項の前項の同項の措置を自ら講じないときはというのを外してしまえば、自ら責任を明らかにして一定の措置を自ら提案したと、にも関わらず議会としては名誉と品位を守り町民信頼の回復のためには、ここまでが必要だというふうな措置を提案できるんじゃないかなと思いますんで、この文章を外せば僕はいいかなというふうに思いますけども、以上、そういう提案です。

○委員長（喜々津英世委員）

今の御意見に対して何かありませんか。

議長。

○議長（内村博法議員）

それでもいいんですけど、ちょっと気にかかるのが2項の議会はって書いてあるんですね。議会はってじゃあどの機関がやるのかとなるわけですね。この辺りはちょっと明確にしとった方がいいんじゃないのかなと、必要と認める措置を講ずるものとする、となるわけですね。議会の特別委員会がするのか、あるいは議長がするのか。ちょっとこの辺りが、また3項で議長はって書いてあるから、主は誰がするのかって、議会と言ったら漠然とするからですね、その辺りをちょっと協議していただければなと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私はここは議会は、がいいんじゃないかなと思います。やっぱり最終的に先程岩永委員がちょっと言われた特別委員会の報告があつて、こういう結果が出ましたと、この措置を講ずるには議会の議決が最終的に必要なのかなって思うんですよね。特別委員会がそれを改めて提案するのかですね。やっぱり議会が議決したことを講ずるものとするということでは、最終的に議会議決が必要という判断から議会はの方がいいんじゃないかなというふうには思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

この措置を講ずるのは誰かっていうことになるわけですね。だから特別委員会で審査結果と同時に措置までやるのかどうかですね。その辺りの議論が必要じゃないかなと思うんですよね。議長がつて今度は3項に書いてあるから、これ議長のあれでしょうから。やっぱり議会体としてどうすべきかというのを考えんといかんかなという気はいたしま

すね。

○委員長（喜々津英世委員）

この問題はちょっと富永課長とも協議しとたんですが、もう少し理論的に検討せんばいかんという。3項の議長が措置を講じたときは、要するに議会として措置を講じたときは本会議で報告しというのは、考え方としては議長報告がありますよね。別紙を参照にしてくださいって議長報告ありますけれども、そのときに報告ということもできるし、基本的には委員長が報告をすることもできるけれども、議会体としての結果であるのでここで報告という、先程岩永委員からも議決をせんばやろうという話がありましたけれども、そこら辺の根拠が私の方も、まだぐらぐらしておりますので、理論的に構成をして、26日の議会運営委員会で明確にしたいというふうに思っております。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

そこの所で必要と認められる措置というんですけど、この根拠ですね。必要と認められるって何をもって必要と認められるとするのか。そのバックボーンとか根拠とかをちょっとお教えいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的な考え方としては、要するに政治倫理条例に規定する議員が遵守すべき事項、議員の責務、こういった議会の名誉を傷つける。こういったことをしたときには、議会の名誉と品位を守るためにも町民に分かりやすいように措置を講ずる明らかにするという意味で、根拠と言われれば要するに政治倫理条例の規定に違反する行為があったときには、それを調査し、適切な措置を講じて公表しますよと。町民に開かれた議会としては当然、町民に公表する責務を負うわけですので、そういった敢えて根拠まで私は考えておりませんでしたけれども、そういった意味で捉えて提案をさせてもらったわけです。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩を閉じて委員会に戻します。

西岡委員の発言をお願いします。

○委員（西岡克之委員）

必要と認められる措置っていうのを今から協議をされるということで、理解してよろしいですか。

○委員長（喜々津英世委員）

この3ページの1番末尾に書いておりますように、今後、そういう議会の措置についてどういうものを考えていくのか。ここに他の議会の条例を列記をしておりますけれども、こういったものは今後、施行規程の見直しの中で協議をしていくということにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

そのように取り扱いをしたいと思います。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

第11条の第2項は、先程の前項の議員が措置は自ら講じないときはというのは、1項と2項が不具合となりますので、そこは議会は、対象議員が自らの責任を明らかにしないときは、議会の名誉と品位を守り、町民の回復のために必要と認められる措置を講ずるものとするというふうにした方が明らかというか、はっきりなるのではないかなというふうに思います。それで不十分だったら、また、内容的には責任は明らかにしないとき又は不明瞭な時とかなんか入れてもいいのかなというふうに思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

今の安部委員の提案ですけど、そうするとまた元に戻ってしまうんですね。結局、対象議員は自らの責任を明らかにしなければならない。私が言いたいのは、第1項で自らの責任を明らかにしましたと、例えば、私はこの責任をとって出席停止を受けますと、自ら言った場合に議会、特別委員会、また議会そのものが、いやそれでは甘すぎますよと、そうじゃないですよっていうふうな時がこの1項、2項に矛盾が出てくるんじゃないかと、だから安部委員が言われた対象議員が自ら責任を明らかにしないときはっていうのは、いや、したときはじゃあどうなるんですかっていうふうな部分ですね。だからその措置の重さの部分ですたい。自分は出席停止を受けますと言うたと、いや議会としてはそれこそ役職停止を求めているというふうになった場合に、自分は出席停止を受けたからいいじゃないかというふうになるから矛盾がありますということなんで、ここは外すか、今後、協議していくということなんで、お願いしたいというふうに思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

先程言いましたように、委員会の審査がどこまでか、審査だけで終わるんじゃなくて、委員会としてある程度議会としての措置を講じる、それが必要じゃないかという意見もありました。そういったものも踏まえて、この10条、11条、特に11条の2項は、先程河野委員から提案がありましたように、議会は後の、前項の議員が同項の措置は自ら講じないときはというのは、もう削除していいじゃないか。そうすることによって両方対応できるということでもありましたので、この問題ひっくるめて事務局と詰めてまた次回提案をしたいと思います。3時になりました。もうあと1点だけ、1番最後のページに、これは饗庭議員の意見だったと、見直し案は新設が多いと、政治倫理条例は罰則規定もない。議員を律するものでありここまで詳しくする必要はあるのか。ちょっと

本人から聞いておりませんので、この罰則規定も無いから作れというのか、罰則規定も無いような、議員を律するものであり罰則規定も無いのにここまで詳しくする必要があるのかと、どういう意味なのかちょっと音声を聞くだけでは分かりにくかったんですが、ここで書いておりますように新設した条例は、3条、5条、6条、11、13、14、6条は先程削除するという事を皆さんに御決定をいただきました。非常に多いように見えますけども、どちらかという現行条例を補完する意味で条文を具体的に変えたというものが結構あるということをお理解いただきたいと思っております。ここもまた最後にやりたいと。それから、しなければならぬという言葉が多過ぎると。これについては、条文の作り方も変わるとは思いますけれども、特段多いとは。要するに議員を律するものであり、何々すること、しなければならぬという表現は、特にこれは多くなるのはやむを得ない。福岡市は32回、19条、うちの倍の条立てでありますけれども、32回使っているとか、そういうのもありますし、少ないのは高岡市だったかな4箇所、これは条例自体が5条で、これが富山県の高岡です。例の矛盾、審査会設置について、政治倫理条例では5条しか謳っていないのに、施行規定の中でばんばん謳っている。本条に無いのにするというのは異常だと、あり得ないというのが書いてあっているんですね。だからそこはもう特別だと思うんですが、私は特別、ならないという表現が多いということには繋がらないと思うんですが、皆さん方の御意見を。

金子委員。

#### ○委員（金子恵委員）

まず、1番目の饗庭議員の意見なんですけれども、ここまで詳しくする必要あるのかということなんですけれども、疑われるような行為があっても実際に不正が無ければいいのかっていうところもありますし、不正が立証されないなら何をやっても歯どめがかからないという点では、やっぱりここまで詳細になった倫理条例を長与町の倫理条例としておくというのは、ある意味この改正案は妥当だというふうに考えております。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

他にひっくるめて条例が多過ぎる、ここまで詳しくせんばいかんのかというのと、ならないが多過ぎるといって、合わせて何かありましたらどうぞ。

この資料は、全員協議会でも配っていい資料だと思って作りましたので、理解を得るためにはこういったものも必要なのかなというふうに思っています。

岩永委員。

#### ○委員（岩永政則委員）

しなければならぬという表現は、例えば私的な議員の立場の場合は、議員はというような場合は、しなきゃならぬという表現で強く表現する場合がありますね。それ以外は、するものとするとか、そういう変わった表現も無いとも限りませんが、あまり誇示してしなければならぬというのが多いじゃないかという指摘もあたらぬのかどうかですね。それぞれの議員の感じ方だろうというふうに思うんですけどね。今さらっ

と5、6点しなければならない所を見れば例えば報告するものとするとか、そういう表現でも何らしなきゃならないという表現がもう是なんだということはやっぱり言えないんじゃないかな。だからもう少し見直しても多いからという意味じゃなくして、そういう表現をしても何ら変わらないということであれば、少し柔らかく表現をしてもいいのかなという所が4、5点はあるようですね。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

しなければならないが、ちょっと言葉が多いというふうな、これはもう岩永委員が言われた感覚的な問題だというふうに思います。文章上そうせざるを得ない文書も当然あるでしょうし、だからといって、条例そのものがそういうふうにする事で、議員の活動に制約がかかるというふうなわけではない。逆に我々が律するためにはこういう規程を求めている。こういう規定をするんだというふうな形なんで、そこはもう本当、言われるように感覚的な問題なんで、僕も多過ぎるというふうな判断で変えることは必要ないんじゃないかなというふうに思います。また、新設が多いという所も、改めて文章を追加した意味では、新設が多くなることはこれはもうやむを得ないことなんで、私は今回はこれで全員協議会にも提案してもいいのかなというふうに思っています。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

他市町を見てもうちよりもはるかに多いという所と、そしてまたこのしなければならないとか、釈明することができるという、あくまでもこれは受け取り方ですので、河野委員もおっしゃったように一人ひとり律することによって、このしなければならないというところで、確立させた方がいいのかなと、妥当だなというふうに思っております。そして、新設につきましてもやはり詳しくこれを説明することによって、議員自らまた町民の皆様も分かりやすい内容になるかなというふうに思いますので、これはもう当然だと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは先程言いましたように事務局ともそこら辺の問題、あるいは法制の問題、そういうものも全部ひっくるめて、最終的に詰めまして、次回、定例会前の議会運営委員会が26日に開催されますけれども、次回にそういう詰めをして全員協議会に諮る前の段階を終わりたいというふうに思っております。そういうことでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは先程言いましたけれども、次回は2月26日が定例会前の大事な議会運営委員会であります。そのときにまた持ち越したいと思っております。

本日はこれで終わります。御苦労さまでした。

(閉会 15時10分)